

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月24日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 福嶋 誠也

1 契約の概要

(1) 契約件名

向陽学園高圧引込ケーブル更新業務委託

(2) 委託業務の概要

高圧引込ケーブルの交換作業及び高圧ケーブル耐圧試験

2 履行（納品）場所

横浜市保土ヶ谷区新井町580番地

横浜市向陽学園

3 契約日

令和7年3月6日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月9日

5 契約金額

¥880,000.—

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市磯子区西町8番2号

株式会社興友社 代表取締役 谷知 謙平

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

平成29年度に行った「向陽学園高圧引込ケーブル等更新工事」の際に使用した高圧ケーブルについて、近年同じメーカーの2016年、2017年製の高圧ケーブルを使用した施設で停電事故が発生しており、向陽学園についても突然に施設全体で停電する蓋然性が高い状況にありました。施設が停電すると、入居者の生活に多大な支障が出るため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札入資格者名簿に登録がある市内中小企業であり、令和6年度長寿命化工事で、向陽学園分電盤等更新工事を請け負っており、向陽学園の電気配線図及び引き回されている配線の具体的な状況を含めた電気設備全般について、契約時点で最も詳しい事業者であったため。また、突然の施設全体の停電を回避する必要がある中、高压ケーブルの交換更新作業のために施設全体の電気供給を停止することが可能な日程での工事に対応できるため。

9 所管課

こども青少年局向陽学園